

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 4 月 13 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北阿万新田中地区

2. 協議の結果をとりまとめた年月日

令和 4 年 3 月 29 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

認定農業者	21 経営体
法人（認定農業者の内数）	2 経営体
認定新規就農者	1 経営体
個人	5 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか。

担い手は十分に確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

当面、農業を維持できない農地は耕作希望者で賄えると思われるが、換地後、農地の集積・集約計画を見直し所有者の意向を踏まえ、農地中間管理機構の活用を検討する。

6. 地域農業の将来のあり方

裏作が、農家収入の大半を占めるため、秋冬野菜（玉葱、レタス、白菜、キャベツ等）を中心に作付けを進め、地域特産物を守る。また、新規就農希望者があれば、地域として応援しながら促進する。